

令和 8 年 7 月 2 日

城陽市議会議長

乾 秀 子 様

提出者 城陽市議会議員

谷 直 樹
並 木 英 仁
上 原 敏

議 案 提 出 書

下記の決議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

決議案第 1 号 本城隆志議員に対する議員辞職勧告決議

本城隆志議員に対する議員辞職勧告決議

本城隆志議員に対する議員辞職勧告決議は、令和6年6月7日、令和7年7月8日に賛成多数で可決された。しかし、本城議員はこの勧告を無視し、現在に至るまで議員の職にとどまり続けている。市議会及び市民からの説明要求を拒否し、政治倫理に関する決議に違反し続けていることは、市政の透明性と議会の権威を著しく損なうものであり、到底容認できるものではない。

本市議会が制定した政治倫理に関する決議は、市議会の信頼を守るために必要不可欠なものである。この決議に照らせば、本城議員が寺田西校区社会福祉協議会の会長職に在職中に、令和元年から令和4年にかけての決算報告書を未提出とし、多額の使途不明金・無効支出が確認されたこと、さらに過去の繰越金の行方が不明であることは、重大な問題である。市の補助金や市民からの募金で運営される社会福祉協議会の信頼を失墜させた。これにより他の校区社会福祉協議会の活動に影響が出ており、また城陽市社会福祉協議会においてもメディア対応の負担や募金の減少など、その影響は本城議員が社会福祉協議会を相手取り起こした訴訟の中でも明らかにされている。

また、本城議員は、市議会が各会派幹事会、議員全員協議会を通じて求めた説明を一切拒否し、欠席を繰り返した。これは、政治倫理基準第7項において議員に求められる「政治的・道義的批判を受けた際の誠実な説明責任」を完全に放棄するものであり、市民の負託を受けた議員としての職責を著しく損なう行為である。

本市議会は、本城議員の一連の行動が議員としての資質を欠くものであり、市政に対する市民の信頼を大きく揺るがす事態を引き起こしていることを重く受け止める。過去の辞職勧告決議を無視し、説明責任を果たさぬまま議員の職にとどまり続けることは、市議会の品位を著しく損なうとともに、市民の信頼回復を不可能にするものである。

よって本市議会は、本城隆志議員に対し、改めて強く辞職を勧告するものである。本城議員は公人として自らの行為の責任を深く自覚し、直ちに城陽市議会議員の職を辞することを求める。

以上、決議する。

令和 8年 7月 日

城 陽 市 議 会